

○国土交通省告示第六百六十四号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第一百七十三条の規定に基づき、飛行制限区域を定める告示を次のように定める。

平成二十八年四月十四日

国土交通大臣 石井 啓一

飛行制限区域を定める告示

次の表の区域の欄に掲げる区域を同表の期間の欄に掲げる期間飛行制限区域とし、同表の条件の欄に掲げる条件をその上空における航空機の飛行を禁止する条件とする。

区域	区域	期間	条件
志摩観光ホテル（北緯三十四度十八分二十八秒東経百三十六度四十八分五十五秒）を中心とする半径二十五海里の円内の区域	平成二十八年五月二十五日午前零時から同月	平成二十八年五月二十五日午前零時から同月	次の各号のいずれにも該当しない飛行であること。 一 海上保安庁の使用する航空機による警備を任務とする飛行 二 自衛隊の使用する航空機による要人

二十九日
午前零時
まで

輸送又は警戒監視等を任務とする飛行
三 都道府県警察の使用する航空機による警備を任務とする飛行
四 気象状況、交通状況、離着陸を行う空港等を踏まえ、航空交通管制機関から飛行制限区域を飛行することを指示
又は承認された飛行